**〔契約書①－Ｃ（イ）〕**

**（燃料供給当日の店頭価格による契約）**

**選挙運動用自動車燃料供給契約書**

参議院大阪府選出議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料の供給について次のとおり契約する。

１　甲は、乙から、甲が使用する選挙運動用自動車に使用するため、乙の所有する燃料の供給を受けるものとする。

２　燃料供給期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

３　自動車登録番号又は車両番号

４　契約金額　　　　燃料供給当日の店頭価格（消費税及び地方消費税を含む）に燃料供給量を乗じて得た金額とする。

５　この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の４第２項の規定に基づき大阪府に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。
　なお、大阪府に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
　ただし、甲が公職選挙法第93条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物を没収されることとなった場合は、乙は大阪府に支払の請求ができない。

令和　　年　　月　　日

甲　　　　住　　　　　　　　　所

氏　　　　　　　　　名

乙　　　　住所（所　　 在 　　地）

氏名（名称及び代表者名）